

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3638539号

(P3638539)

(45) 発行日 平成17年4月13日(2005.4.13)

(24) 登録日 平成17年1月21日(2005.1.21)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

A O 1 K 85/00

F I

A O 1 K 85/00

Z

A O 1 K 85/00

G

請求項の数 1 (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願2001-212490 (P2001-212490)  
 (22) 出願日 平成13年7月12日(2001.7.12)  
 (65) 公開番号 特開2003-23923 (P2003-23923A)  
 (43) 公開日 平成15年1月28日(2003.1.28)  
 審査請求日 平成15年2月27日(2003.2.27)

(73) 特許権者 301043605  
 株式会社パーママーク  
 岐阜県郡上市大和町剣147番地の2  
 (74) 代理人 100098224  
 弁理士 前田 勲次  
 (72) 発明者 河合 芳純  
 岐阜県郡上市大和町剣266番地の7 株  
 式会社パーママーク内

審査官 郡山 順

(56) 参考文献 特開平09-000112 (JP, A)  
 実公昭30-009960 (JP, Y1  
 )

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ルアー

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ルアー本体と、  
 該ルアー本体の下部に設けられた重錘体と、  
 該重錘体を、前記ルアー本体に対して前後方向に移動可能な形で保持する保持手段と  
 を具備し、該保持手段は、前後方向に配設されたボルト状の軸部材を有し、前記重錘体は  
 、前記軸部材に螺合可能なナット状の取付部材を有することを特徴とするルアー。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ルアーに関するものであり、特に、重錘体を有するルアーに関するものである。

【0002】

【従来の技術】

従来より、一般に、魚を釣る際に用いられるルアーは、魚形状のルアー本体と、ルアー本体の内部に取付られた重錘体とを有している。この重錘体の重量及び取付けられた位置の相違によって、キャスティング(目標に向かってルアーを投げる動作)時のルアーの飛距離や、水中及び水面におけるルアーの動きや姿勢、特に、リトリブ(ルアーを引いてくる動作)時のルアーの動きが異なってくる。

【0003】

10

20

通常、使用者は、キャスト時のルアーの飛距離や、リトリーブ時のルアーの動きを、ターゲットとなる魚や、その日の天候や、釣りをを行う場所の地形などの条件に応じて、臨機応変に対応できるように、重錘体の重量や、重心の異なる複数種類のルアーを多数用意し、その中から最適なルアーを選択して釣りをを行っている。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記の従来技術では、複数種類のルアーを多数用意しなくてはならないため、買い揃えるのに多大な費用が掛かる上、釣りをを行う際、持ち運びにも不便であった。さらに、キャスト時のルアーの飛距離を変えたい時や、リトリーブ時のルアーの動きや姿勢を変えたい時などに、ライン（釣糸）に、ルアーを何度も結び直しながら、試行錯誤しなくてはならないため、手間がかかった。

10

【0005】

そこで、本発明は上記の実情を鑑み、使用者が一つのルアーで、キャスト時のルアーの飛距離と、リトリーブ時のルアーの動きや姿勢とを調節できるルアーの提供を課題とするものである。

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明にかかるルアーは、ルアー本体と、該ルアー本体の下部に設けられた重錘体と、該重錘体を、前記ルアー本体に対して前後方向に移動可能な形で保持する保持手段とを備え、該保持手段は、前後方向に配設されたボルト状の軸部材を有し、前記重錘体は、前記軸部材に螺合可能なナット状の取付部材を有するものである。

20

【0007】

したがって、本発明のルアーによれば、ルアー本体の下部に設けられた重錘体の保持位置を移動させると、ルアーの重心の位置が前後方向に変化する。重錘体を前方寄りに移動させた場合は、ルアーの重心は前方寄りとなり、リトリーブ時に、頭部を下げるような姿勢で動くようになる。又、重錘体を後方寄りに移動させた場合には、ルアーの重心は後方寄りとなり、リトリーブ時に、頭部を上げるような姿勢で動くようになる。

【0011】

また、ボルト状の軸部材を有する保持手段に対して、ナット状の取付部材を有する重錘体が、ボルト及びナットの螺合によって前後方向に移動可能な形で保持され、保持手段に対する重錘体の保持位置を前後方向に無段階に調節できるようになり、ルアーの重心位置を前後方向に無段階に調節できる。

30

【0014】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の一実施形態であるルアーについて、図1乃至図4に基づき説明する。図1は本発明の一実施形態であるルアーの構成を示す側面図、図2は本発明の一実施形態であるルアーの構成を示すための(a)正面図、(b)背面図、図3は本発明の一実施形態であるルアーの重錘体の構成を示す斜視図、図4は本発明の一実施形態であるルアーの動作を説明するための説明図である。本実施形態のルアー1は、図1に示すように、ルアー本体2と、ルアー本体2の下部に取付けられたボルト状の軸部材3と、軸部材3に保持されたナット状の重錘体4とを有している。

40

【0015】

ルアー本体2は、バルサ材によって、外形が魚体に似るように形成されており、下腹部に、切欠部5が設けられている。又、前方には、水中での泳動姿勢を安定させるための平板状のリップ6が取付けられている。

【0016】

軸部材3は、ルアー本体2の切欠部5に収納されるように、ルアー本体2の頭部を貫通し、前後方向に配設されており、ステンレス製で、ボルト状に形成されている。軸部材3の前端には、ルアー1にライン7を取付けるためのライン接続環8が取付けられている。又、軸部材3の後端には、ナット9が螺合されており、ナット9にキャップ10が取付けら

50

れ、さらに、キャップ10にフック接続環11が回転可能に取付けられている。フック接続環11にリング12aを介して、三本針を有するフック13aが取付けられている。又、軸部材3の前方寄りの位置に、環状部材14が取付けられており、環状部材14にリング12bを介して、三本針を有するフック13bが取付けられている。ここで、軸部材3が本発明の保持手段に相当する。

#### 【0017】

重錘体4は、図3に示すように、ステンレス製で、中央にねじ孔15が穿設されたナット状に形成されており、ボルト状の軸部材3に螺合されることで、ルアー1の下腹部に保持されている。重量と、外観とが互いに異なる複数の重錘体4が用意されており、軸部材3に対して、回転させることで、保持位置の調節と、着脱とが自由にできるようになっている。

10

#### 【0018】

次に、本実施形態のルアー1の使用方法について説明する。まず、使用者はライン7をルアー1のライン接続環8に結びつける。そして、ターゲットとなる魚や、その日の天候や、釣りを行う場所の地形などの条件に応じて、キャスト時のルアー1の飛距離や、リトリブ時のルアー1の動きを決定し、それに基づいて、軸部材3に保持する重錘体4の総重量や、軸部材3における重錘体4の保持位置を決める。

#### 【0019】

ルアー1は、保持している重錘体4の総重量が重い程、キャスト時の飛距離がより長く、又、着水後、水中での位置がより深くなる。

20

#### 【0020】

軸部材3において、重錘体4を手で回転させて、保持位置を変化させることで、ルアーの重心の位置が変化する。図4(a)に示すように、重錘体4を軸部材3の後方で保持した場合、重心が後方寄りとなり、リトリブ時に、ルアー1は、尾部16を下げて、頭部17を左右に振るような動きをしながら移動する。又、図4(b)に示すように、重錘体4を軸部材3の前方で保持した場合、重心が前方寄りとなり、リトリブ時に、ルアー1は、頭部17を下げて、尾部16を左右に振るような動きをしながら移動する。

#### 【0021】

さらに、重錘体4は、配色が異なるものを複数種類用意し、軸部材3に保持することで、ルアー1の配色のバランスを変化させたり、軸部材3にプロペラ(図示しない)等を保持

30

#### 【0022】

このように、上記実施形態のルアー1では、ルアー本体2の下部に設けられた重錘体4の保持位置を移動させると、ルアー1の重心の位置が前後方向に変化する。重錘体4を前方寄りに移動させた場合は、ルアー1の重心は前方寄りとなり、リトリブ時に、頭部17を下げるような姿勢で動くようになる。又、重錘体4を後方寄りに移動させた場合には、ルアー1の重心は後方寄りとなり、リトリブ時に、頭部17を上げるような姿勢で動くようになる。したがって、条件に応じて、リトリブ時のルアー1の動きや姿勢を調節することができる。

#### 【0023】

また、上記実施形態のルアー1では、重量が互いに異なる複数の種類の重錘体4を備えることにより、任意の重量の重錘体4をルアー本体2に装着することが可能になる。例えば、比較的軽い重量の重錘体4を取付けた場合には、ルアー1の重量が軽くなるため、キャスト時のルアー1の飛距離が短く、着水後のルアー1の水中での位置が浅くなるか、あるいは、水面に浮くことになる。又、比較的重い重量の重錘体4を取付けた場合には、ルアー1の重量が重くなるため、キャスト時のルアー1の飛距離が長く、着水後のルアー1の位置が深くなる。したがって、条件に応じて、キャスト時のルアー1の飛距離と、着水後のルアー1の深さを調節することができる。

40

#### 【0024】

上記実施形態のルアー1では、ボルト状の軸部材3に対して、ナット状の重錘体4が、ボ

50

ルト及びナットの螺合によって、前後方向に移動可能な形で、着脱可能に保持される。このため、軸部材 3 に対する重錘体 4 の保持位置を前後方向に無段階に調節できるようになり、ルアー 1 の重心位置を前後方向に無段階に調節できる。したがって、条件に応じて、リトリブ時のルアー 1 の動きや姿勢を細かく調節することができる。

【0025】

さらに、上記実施形態のルアー 1 では、重量の互いに異なる二つ以上の重錘体 4 の組合せによって、ルアー 1 の重量と、ルアー 1 の重心位置を前後方向に無段階に調節できる。したがって、条件に応じて、キャスト時のルアー 1 の飛距離と、着水後のルアー 1 の深さと、リトリブ時のルアー 1 の動きや姿勢とを細かく調節することができる。

【0026】

以上、本発明について好適な実施形態を挙げて説明したが、本発明はこの実施形態に限定されるものではなく、以下に示すように、本発明の要旨を逸脱しない範囲において、種々の改良及び設計の変更が可能である。

【0027】

すなわち、上記実施形態のルアー 1 では、ルアー本体 2 を魚体に似るように形成したものを示したが、これに特に限定されるものではない。又、ルアー本体 2 にリップ 6 を取付けなくてもよい。

【0028】

上記実施形態のルアー 1 では、ルアー本体 2 にバルサ材を用いるものを示したが、これに特に限定されるものではなく、例えば、合成樹脂等を用いてもよい。又、軸部材 3 及び重錘体 4 にステンレスを用いるものを示したが、これに特に限定されるものではなく、その他の金属等を用いてもよい。

【0029】

上記実施形態のルアー 1 では、保持手段として、ボルト状の軸部材 3 を示したが、これに特に限定されるものではなく、重錘体 4 を前後方向に移動可能な形で、着脱可能に保持することができるものであればよい。

【0030】

【発明の効果】

以上のように、本発明のルアーは、条件に応じて、リトリブ時のルアーの動きや姿勢を調節することができる。また、条件に応じて、キャスト時のルアーの飛距離と、着水後のルアーの深さとを調節することができる。また、条件に応じて、リトリブ時のルアーの動きや姿勢を細かく調節することができる。さらに、条件に応じて、キャスト時のルアーの飛距離と、着水後のルアーの深さと、リトリブ時のルアーの動きや姿勢とを細かく調節することができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施形態であるルアーの構成を示す側面図である。

【図 2】本発明の一実施形態であるルアーの構成を示す ( a ) 正面図、( b ) 背面図である。

【図 3】本発明の一実施形態であるルアーの重錘体の構成を示す斜視図である。

【図 4】本発明の一実施形態であるルアーの動作を説明するための説明図である。

【符号の説明】

- 1 ルアー
- 2 ルアー本体
- 3 軸部材 ( 保持手段 )
- 4 重錘体 ( 取付部材 )

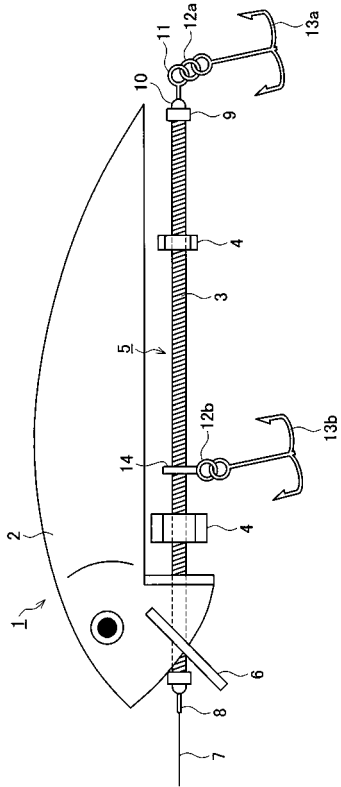
10

20

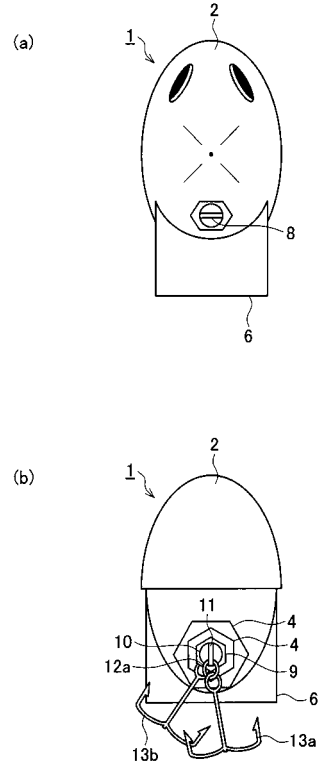
30

40

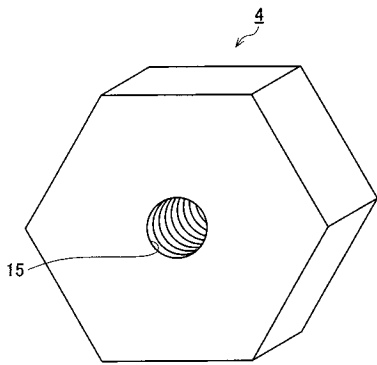
【 図 1 】



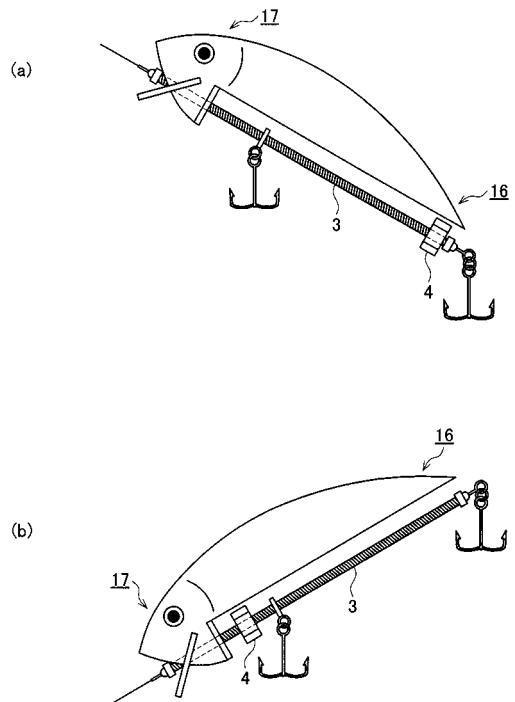
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)

A01K 85/00